

愛媛県認知症施策推進会議ワーキンググループ
「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」設置要領

(設置)

第1条 愛媛県認知症施策推進会議設置要綱（平成24年2月1日制定。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、若年性認知症に関する事項について検討するため、愛媛県認知症施策推進会議にワーキンググループ「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」（以下「WG」という。）を設置する。

(任務)

第2条 WGは、次の事項について検討する。

- (1) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- (2) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- (3) 若年性認知症の人への支援に質する福祉サービス等の資源に係る情報発信
- (4) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るための啓発
- (5) その他若年性認知症の人への支援に質する事業

(組織等)

第3条 WGは、別紙のとおり組織する。

2 WGに座長を置き、WG構成員の互選により選任する。

3 WGの会議は、必要に応じ座長が招集する。

4 座長は、必要があるときは、WGの会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 WG構成員の任期は、第2条に定める事項の審議が終了するまでとする。

(庶務)

第5条 WGの庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(雑則)

第6条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成28年7月28日から施行する。

(招集の特例)

2 この要領の施行日以後最初に開催されるWGは、第3条第3項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

この要領は平成30年1月10日から施行する。

附 則

この要領は平成30年12月26日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要領は令和2年10月7日から施行する。

附 則

この要領は令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要領は令和4年7月22日から施行する。